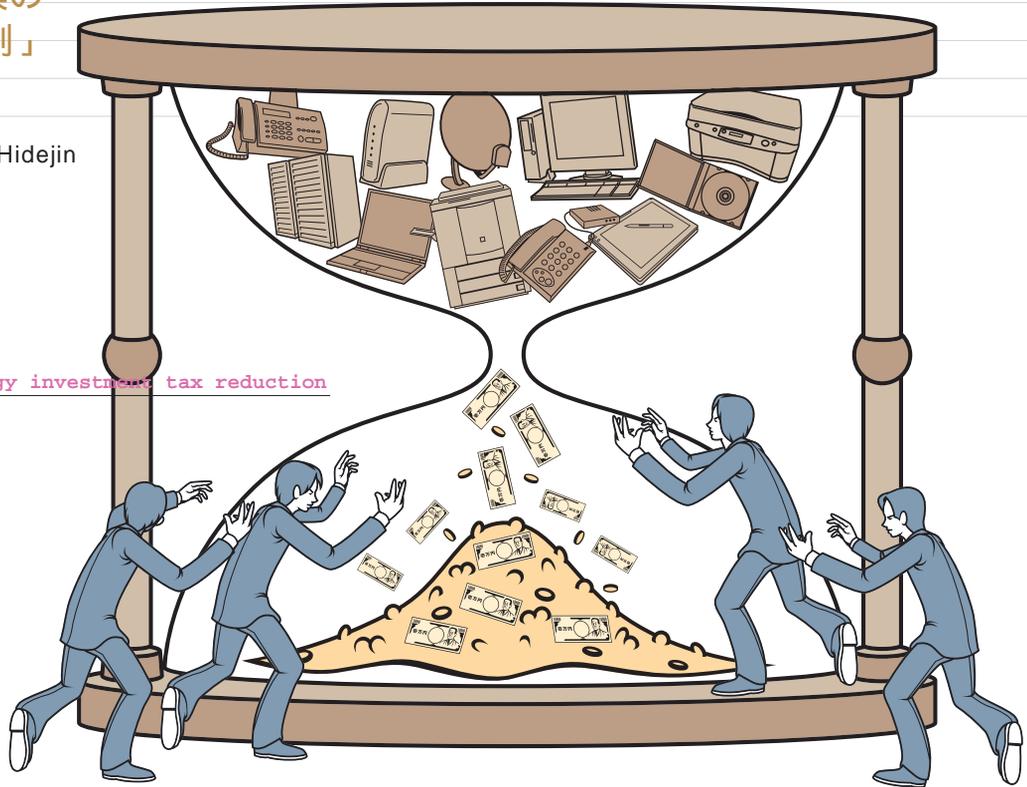


これがIT減税案だ!

6,000億円規模の
「IT投資促進税制」
審議スタート

text: 編集部 illust: Suzuki Hidejin

Information technology investment tax reduction



1 「IT投資促進税制」とは？ これまででもっとも手厚く幅広く活用できる新税制



今国会で正式決定へ

政府は、2002年12月末に発表した「平成15年度税制改正大綱」に、減税規模が約6,000億円と言われる「IT投資促進税制」の新設を盛り込んだ。この税制改正案は、2003年1月末から始まる国会での審議を経て、4月からの適用を目指している。

詳細な適用条件や手続きなどは、この法改正結果を待たねばならない。しかし、現在の税制改正大綱で明らかにされている内容を見ると、今回のIT税制は過去に実施されてきた「パソコン減税」「中小企業投資促進税制」などのIT関連税制に比べると、パソコンだけではなくルーターやスイッチなどのネットワーク機器を始め、イ

ンターネット電話設備、さらにはソフトウェアが含まれるなど対象範囲が大きく広がっている。これは、企業がネットワーク化やIP化を効率的に進めていこうとする現

状を踏まえたものと言えるだろう。また、中小企業だけではなく、青色申告を行うすべての事業者が行うIT関連投資が対象となっている。そのため、企業がこの税制

Information technology investment tax reduction

二つの制度を選択

特別償却制度

時間の経過と共に価値が減少する資産を「減価償却資産」と呼び、毎年経費に計上しなければならない。こうした通常の「普通減価償却」に加えて、特定の割合で減価償却を行える制度のこと。特別償却を行った年の税額は減少するので節税効果があるが、相対的に節税効果はあまり高くない。

税額控除制度

名前のとおり、特定の割合で払うべき税額が控除される制度のこと。納付しなければならない法人税額から直接控除されるので、控除金額がそのまま節税金額になる。赤字企業は、そもそも支払う納税額が発生しないので、繰り越し制度などがなければ、控除を受けることはできない。





をうまく活用していけば、景気の長期低迷下にある現在でも企業の情報通信投資を促進して、景気回復や雇用の創出に直結すると寄与されている。

2006年3月末までの投資に適用

事業者が投資を行って減税の対象となる製品や設備は、電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェアの9分野となっている(品目は123ページ参照)。

今回の税制は、この9分野にわたる対

象ハードウェアやソフトウェアを購入したり、リースしたりした場合に適用される。そして税制の適用は、購入総額に対する10パーセントを法人税額から控除する「税額控除」か、購入総額に対する50パーセントを「特別償却」するかを選択できる。これまでのIT関連税制の中でも手厚い減税と言われた、中小企業を対象に適用される「中小企業投資促進税制」ですら7パーセントの税額控除か、30パーセントの特別償却なので、これまでの減税効果よりも期待される。

具体的には、企業が9分野の製品や設備を2003年1月1日～2006年3月31日の期間内に新たに購入またはリース契約を行い、国内で展開している事業に利用し

た場合に、その事業年度の税務申告で適用される。ただし、2003年1月1日～3月31日までの取得については、2003年4月1日以降に終了する事業年度での適用となる予定だ。つまり、まだ正式決定された税制ではないが、いま現在投資している製品についても適用が受けられる可能性があるわけだ。

税額控除と特別償却を選択する

税制が適用される要件は、まず企業の資本金によってわかれる。資本金3億円以下の法人では、ハードウェアの購入総額が140万円以上、ソフトウェアについては同70万円以上なければならない。一方、



これまでのIT関連減税との違い

パソコン税制

正式には「特定情報通信機器の即時償却制度」と言い、減税規模は3,000億円とも言われた。中小企業というよりは、IT投資促進税制と同じように青色申告を行う法人を対象とする。パソコンなど100万円未満の情報通信機器を購入して使用した場合に、本来は6年(当時の法定耐用年数)の減価償却期間を1年に圧縮する制度で、取得した事業年度に全額を経費として計上できる。利益を計上している企業にとっては節税効果が大きい。100万円未満の投資金額に抑える効果的な投資の選択が難しかった。またソフトウェアのほかに、ネットワーク機器も対象とされず、当初は「企業内LANは、パソコンやネ

ットワーク機器などLANシステムを構成する要素全体を1つの減価償却資産に見なす」との解釈であったために、事実上減税効果を得られないとの批判もあった。1999年度だけで終了する予定だったが1年間延長して、2000年度末で廃止された。

中小企業投資促進税制

パソコン減税とは違って、対象製品を購入した場合だけではなく、リースの場合でも適用され、特別償却が税額控除が有利になる方を選択できるようになった。資本金1億円以下の法人など青色申告を行っている中小企業を対象に、購入総額100万円以上のコンピュータなど特定の

器具や備品(リースの場合はリース契約料の総額が140万円以上)あるいは取得価額160万円以上の機械や装置などについて、7パーセントの税額控除か30パーセントの特別償却を選択して受けることができる。リースの場合は、特別償却制度は使えないが、リース費用総額の4.2パーセントの税額が控除される。2002年度の税制改正で、2004年3月31日まで適用期間が2年間延長された。減税規模は約1,500億円が見込まれる。今回のIT投資促進税制は、過去の税制での経験を元に、当初から3年間の予定で適用され、税額控除10パーセント、特別償却も50パーセントと、より企業にとって使いやすい税制となっている。

代表的なIT関連税制の比較

名称	パソコン税制 (特定情報通信機器の即時償却制度)	中小企業投資促進税制	IT投資促進税制
適用期間	1998年4月1日～2001年3月31日 (1年間延長)	1998年6月1日～2004年3月31日 (2年間延長)	2003年1月1日～2006年3月31日
減税規模	約3,000億円	約1,500億円	約6,000億円
対象者	青色申告する企業など	青色申告する中小企業など	青色申告する企業など
対象製品	購入総額100万円未満のパソコンなど	購入総額100万円以上のパソコンなどのほかリースも	ネットワーク機器やソフトウェアを含む9分野のIT関連製品の購入とリース
減税効果	購入金額の全額を必要経費として一括計上	購入総額に対する7%を税額控除するか、同30%を特別償却するかを選択できるなど	購入総額に対する10%を税額控除するか、同50%を特別償却するかを選択できるなど

資本金3億円超の法人では、ハードウェアとソフトウェアそれぞれの購入総額が600万円以上なければならない。これらはハードウェアだけ、またはソフトウェアだけの購入でも受けられる。そして、これらの購入金額要件を満たした場合に、税額控除が特別償却を選択できる。税額控除は、購入総額の10パーセントが法人税額から控除される。また、特別償却は法人が償却できる費用として毎年度の資産の普通償却額に加えて、購入年度において購入総額の50パーセントを費用として上積みすることができる。

また、リースについての税額控除は、資本金が3億円以下の法人のみが認められる予定だ。そして、リース費用の総額がハードウェアは200万円以上、ソフトウェアは100万円以上の場合に認められる。さらに、ハードウェアもしくはソフトウェアのリース契約期間が4年以上で、リース資産の耐用年数(製品ごとに耐用年数が法律

IT投資促進税制の年間要件

種類	資本金	ハードウェア	ソフトウェア
購入	3億円超	600万円以上	600万円以上
	3億円以下	140万円以上	70万円以上
リース	3億円以下	200万円以上	100万円以上

リースは契約期間が4年以上でリース資産の耐用年数を超えないことなどの要件を満たす場合

で定められている を超えないという条件がつく。こうした条件を満たせば、リース費用の総額の60パーセントに対して10パーセントの税額控除を受けられる。

繰り越し制度で赤字企業にも恩恵

IT投資促進税制で、税額が控除される限度額は法人税額の20パーセントと決まっている。しかし、それを超えてしまう分については、次年度の税額控除分として繰り越すことができる。たとえば、法人税を1億円収めている企業が、今年度に税額の対象となる機器などを総額3,000万円購入した場合、1億円の20パーセントに

あたる2,000万円を超えてしまうので、超過分の1,000万円は次年度の税額控除分として繰り越せるわけだ。ただし、その場合の税額控除限度額は、次年度の法人税額の20パーセントまでとなるので、繰り越し額についてもその範囲で控除される。

また、この繰り越し制度については、今年度が赤字決算となった企業も適用できる。今年度機器を購入したが、赤字決算となったために法人税を納められなかった場合にも、次年度に黒字転換すれば次年度の法人税額の20パーセントを上限として、税額控除を受けられるのだ。このようにいまは赤字企業でも、今回の税制の恩恵を受けられる可能性があるわけだ。

インターネットの普及とIT投資

減税効果が約6,000億円と言われるこの税制を、企業が真に効果のあるものとするためにはどうすれば良いのか。

1990年代から、日本のIT投資は急速に拡大してきた。バブル全盛のこの時期、企業はこぞってパソコンを買いシステム化を進めてきた。当時はまだ、インターネットもさほど普及しておらず、もっぱらパソコンをスタンドアロンで利用しているケースが多かった。その後、企業におけるLANやインターネットの本格的な普及により、コンピュータはネットワークに繋がれ使用されるものとなった。しかし、これまでたびたび行われてきた景気回復を意識した減税策では、パソコンなどスタンドアロンの使う機器ばかりが対象になり、ネットワーク機器やソフトウェアといった分野は減税の対象にならなかった。

現在では、ADSLの普及や光インターネットサービスの開始により、2002年11月末でブロードバンド加入者数は720万を超えるなど、ブロードバンド化が急速に進展している。そうした状況の中

で、企業はブロードバンドネットワークの利活用を前提としたIT投資を考える時期を迎えており、今回の税制はこうした現状を後押しするものと言える。

ブロードバンド化の波に伴い、ネットワークを流れるトラフィックの量は急増している。たとえば、東京エリアのIXにおけるトラフィック量は、ほぼ垂直の伸びを示し、この流れは今後もますます加速すると思われる。

これまでのITに関連する税制では、ルーターやスイッチのようなネットワーク機器については、パソコンと同時に設置して利用した場合についてでしか税制の適用が認められなかった。以前ならばこれでもよかったが、現在のようにトラフィックが増加していくと、企業のネットワーク機器のところでボトルネックとなってしまふおそれがある。今回の税制では、ネットワーク機器がおのの単体として設置された場合にも適用されることになるので、企業は機動的に機器を整備していくことができるというわけだ。

また、今回インターネット電話設備についても対象となっているが、インターネット電話に対する050番号の割り当ても2002年11月に開始されたところであり、今回の税制と相まって電話におけるIP化の流れも加速されることになると考えられる。

また、ソフトウェアが対象となることで、システムインテグレートを意識し、ハードとソフトを組み合わせたトータルソリューションの導入を促進するものでもある。

今回の税制の目的は、ITの活用による企業の競争力アップとブロードバンドの新ビジネスの創出にあると言える。だから、減税の恩恵を受けるために単純に古い機器を入れ替えたり、はやりの機器を導入したりするだけではだめだ。今回の税制を機会に、ITの利活用について検討を行い、真に効果のある投資を考えて税制を活用することが重要であり、それにより経済が活性化されるという好循環を生み出してこそ、本税制が意義のあるものになると考える。



2 減税の対象になる製品や設備は？ ネットワーク機器などのハードウェアに加えてソフトウェアも対象



対象製品の解釈に注意

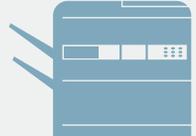
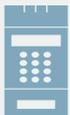
次に、具体的な対象製品などを見てみよう。下の一覧の中で、～はこれまでのIT関連税制の中にはなかったハードウェアやソフトウェアとして、今回の税制で初めて認められている。これまで、なかなか対象とならなかったネットワーク機器関連やソフトウェアが加わったことも評価される。また、現在もしくは今後普及する可能性があるIP電話やデジタル放送、光関連も入っている。ただし、パソコン減税の時がそうであったが(121ページ囲み記事参照) 個別の製品や設備に関

して対象になるかどうかは税制の解釈によって変わることがある。ここで示したものがすべてではないし、正式決定後に変わる可能性もある。実際に投資行動を起こす際には、対象かどうか税務当局に問い合わせるなどの確認が必要だろう。以下におもなポイントを挙げる。

ではもしメモリーが足りないパソコンは、メモリーを増設して購入すれば対象となると考えられる。サーバーのメモリーがパソコンよりも低いスペックとなっているのは少し奇異な感じだが、かならずしも大容量を必要としないLinuxが広く利用されているためだろう。また、機能を特化させ

たキャッシュサーバーなども128MB以上のメモリーを搭載していればいい。は普通紙に対応したファクシミリで、最大伝送速度が毎秒28.8kbps以上のものに限る。

は45Mbps以上のインターフェイスを持っていると考えられ、10BASE-Tのインターフェイスしかないものはだめだろう。また、IPv6対応のルーターについては、電気通信事業者を対象とする「新世代通信網促進税制」もある。は税務会計上、自社利用ソフトウェアとして無形固定資産に計上されるソフトウェアが対象となる。複写して販売する原本や、特別な試験研究用は除外される。

<p>電子計算機</p> 	<p>電子計算機：256MB以上のメモリーを搭載したパソコン、128MB以上のメモリーを搭載したサーバー(キャッシュサーバーやファイアーウォール専用機なども含む) 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入出力装置：入力用キーボード、音声入力装置、表示装置(ディスプレイ、プロジェクターなど) プリンター、プロッター、スキャナー、デジタルタイザ、タブレット 	<ul style="list-style-type: none"> ・補助記憶装置：主記憶装置以外のハードディスク、フロッピーディスク、CD-ROM、光磁気ディスク、ストレージなど ・伝送用装置：LANカード、LANボード、無線LAN設備など ・変復調装置：モデム ・電源装置
<p>デジタル複写機</p> 	<p>デジタルコピー機 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動原稿送り装置 ・排紙分類装置 ・給紙装置 ・プリンターやファクシミリ機能 	<p>インターネット電話設備</p>  <p>VoIP ゲートウェイ装置 IP-PBX(IP交換機) VoIP ゲートキーパー 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IP 電話端末 ・モデム(変復調装置)
<p>ファクシミリ</p> 	<p>スーパー G3対応の普通紙ファクシミリ 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用モデム ・回線制御装置 ・回線接続装置 	<p>ルーター・スイッチ</p>  <p>45Mbps以上のインターフェイスがあるルーター 45Mbps以上のインターフェイスがあるスイッチ 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ハブ
<p>ICカード利用設備</p> 	<p>ICカード利用設備 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専用のICカードリーダー / ライター ・入力用キーボード ・タブレット ・表示装置 ・プリンター ・プロッター 	<p>デジタル回線接続装置</p>  <p>光アクセス機器 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メディアコンバーター ・ONU ・SLTなど ・スプリッター ・DSU ・ターミナルアダプター
<p>デジタル放送受信設備</p> 	<p>デジタル放送用のチューナー デジタル放送用のチューナーを内蔵したテレビ 【同時に設置する機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンテナ ・ブースター 	<p>ソフトウェア</p>  <p>自社で利用するためのソフトウェアとして無形固定資産に計上されるソフトウェア</p>

3 具体的な減税効果は？ 「資本金3,000万円の法人が機器を購入、リースした場合」のケース

ケースごとにさまざま変わる得策

それでは最後に、具体的なケースを想定して、どのような減税効果が現れるか見てみよう。大前提として「資本金3,000万円の法人が機器を購入またはリースした場合」を想定した。ここに挙げたケースはあくまでも効果を見る一例で、どの制度を

用いれば得策かなどは一概に言えず、ケースによってさまざまなので自分の企業ではどれが有利なのかよく検討するべきだろう。なお、記載した今回の税制の内容はすべて、政府の税制改正大綱などをとに編集部が調査したもので、2003年1月15日現在の情報に基づく。今後の法改正の

行方によっては、修正がされる可能性もある。そのため、今回の税制を活用したい場合には、税法が正式に決定されたあとに、購入するハードウェアやソフトウェアが今回の税制の対象となるのか、リースでも対象になるかなど自らの投資内容で税務当局に必ず確認するなどしてほしい。

▼ 取得した場合

case 1 ルーターを購入して特別償却50%を選択

前提

- ・事業年度：2003年4月～2004年3月
- ・機器購入月、使用開始月：2003年4月
- ・機器購入総額：300万円
- ・課税所得(償却前)：600万円
- ・耐用年数：10年
- ・償却後の残存価格：10%
- ・償却法：定額法
- ・法人税率：22%

特別償却適用比較(万円)

項目		通常	今回の税制適用	減税効果
A	償却前課税所得	600	600	-
B	普通償却額	27	27	-
C	特別償却額	-	150	150
D	課税所得(A - B - C)	573	423	150
E	納付法人税額(D × 22%)	126	93	33

確認

資本金が3,000万円なので資本金3億円以下の条件が満たされ、機器を140万円以上購入したので「特別償却50%」適用可能

計算

- B: [機器購入総額: 300万円] - [残存価値10%: 30万円] = 270万円
 270万円 ÷ [耐用年数: 10] = 27万円
 C: [機器購入総額: 300万円] × 50% = 150万円

解説

通常ならば [機器購入総額: 600万円] - [普通償却額: 27万円] = 573万円に対して 法人税率: 22% がかかり126万円の法人税額になる。今回の税制を適用すると [機器購入総額: 600万円] - [普通償却額: 27万円] - [特別償却額: 150万円] = 423万円に対して 法人税率: 22% がかかり93万円の法人税額となる。126万円 - 93万円 = 33万円減税

注意

- ・特別償却制度は供用(購入して利用開始した)年度の税金を軽減するが、機器の耐用年数の期間内で減価償却できる金額は同じなので、翌事業年度以後に償却できる金額、つまり経費にできる金額は減少する。そのため、結果的に課税の繰り延べが行われたことになる。
- ・事業年度の途中で、機器の使用を開始した(供用)場合には、利用月から事業年度末までの月数に応じた償却額となる。
- ・法人税率は、資本金が1億円以下の中小法人で、課税所得が800万円以下の場合には22%など、資本金や課税所得額などによって異なる。
- ・機器の償却方法には、定額法(毎年一定額を償却すると定率法(毎年一定の率をかける)があり、企業はどちらかを選択して税務署に届けなければならない。
- ・耐用年数は、機器ごとに法律で決まっており、たとえばルーターの耐用年数は企業用の場合10年、電気通信事業者用の場合は6年となっている。

case 2-1 ルーターを購入して税額控除10%を選択

前提

Case1と同じ

税額控除適用比較(万円)

項目		通常	今回の税制適用	減税効果
A	償却前課税所得	600	600	-
B	普通償却額	27	27	-
C	課税所得(A - B)	573	573	-
D	法人税額(C × 22%)	126	126	-
E	税額控除額	-	25	25
F	納付法人税額	126	101	25

税額控除限度額: 25万円 < 本来の税額控除額: 30万円...差額5万円は次年度に税額控除金額として計上が可能

確認

Case1と同様で「税額控除10%」適用可能

計算

BはCase1と同じ

解説

「税額控除」10%なので [機器購入総額300万円] × 10% = 30万円。しかし、この額の限度は法人税額の20%なので [法人税額: 126万円] × 20% = 25万円となり5万円上回っている。そのため、供用年度の納付法人税額は [法人税額: 126万円] - [限度額: 25万円] = 101万円になる。上回った5万円は1年間にわたり繰り越せるので、翌事業年度の税額控除として計上できる。ただし、その場合は翌事業年度の法人税額の20%が限度額となる。

case 2-2 ルーターを購入して税額控除10%を選択

前提

- ・Case2-1の前提で購入したが、決算が赤字だった
- ・翌事業年度に黒字化して法人税額が50万円

翌事業年度の税額控除適用(万円)

項目	供用年度	翌事業年度
A	法人税額	0
B	税額控除額	30(繰り越し)
C	納付法人税額	0

税額控除限度額: 10万円 < 供用年度の税額控除額: 30万円

確認

Case2-1と同じで適用可能

解説

赤字法人となったので法人税が納められないが、ケース2-1と同様に供用年度に適用できなかった[機器購入総額300万円]×10% = 30万円の税額控除額は1年にかぎり繰り越せる。翌事業年度に黒字化した場合は、翌事業年度の法人税額の20%が控除額の限度になるので、[翌事業年度の法人税額: 50万円]×20% = 10万円が上限となる。繰り越し控除額は30万円、この上限を上回っているため、[翌事業年度の法人税額: 50万円] - [限度額: 10万円] = 40万円が翌事業年度の納付法人税額となる。

▼リースした場合

case 3-1 パソコンをリースして税額控除10%を適用する

前提

- ・事業年度: 2003年4月～2004年3月
- ・課税所得(リース料計上前): 600万円
- ・リース実行年月: 2003年4月
- ・リース料: 毎月10万円
- ・リース契約期間: 4年(48か月均等払い)
- ・リース費用総額: 480万円(10万円×12か月×4年)
- ・耐用年数: 4年
- ・法人税率: 22%

税額控除適用比較(万円)

項目		通常	今回の税制適用	減税効果
A	リース料計上前課税所得	600	600	-
B	リース費用の合計 (開始月～決算期末 = 12か月×10万円)	120	120	-
C	課税所得(A - B)	480	480	-
D	法人税額(C × 22%)	106	106	-
E	税額控除額	-	21	21
F	納付法人税額	106	85	21

税額控除限度額: 21万円 < 本来の税額控除額: 29万円...差額8万円は翌事業年度に税額控除金額として計上が可能

確認

資本金が3,000万円と3億円以下で、機器のリース費用総額が480万円と200万円以上なので適用される。

計算

- B: [リース実行月～決算月: 12か月]×[リース料: 10万円] = 120万円
 C: [リース料計上前課税所得: 600万円] - [リース費用の合計: 120万円] = 480万円
 D: [課税所得: 480万円]×[法人税率: 22%] = 106万円

解説

リース費用総額の60%に対する10%が税額控除額なので[リース費用総額: 480万円]×60%×10% = 29万円となる。しかし、税額控除の限度は法人税額の20%なので[法人税額: 106万円]×20% = 21万円となり8万円上回っている。そのため納付法人税額は[法人税額: 106万円] - [限度額: 21万円] = 85万円になる。上回った8万円は1年にかぎり繰り越せるので、翌事業年度の税額控除として計上できる。ただし、その場合は翌事業年度の法人税額の20%が限度額となる。

case 3-2 パソコンをリースして税額控除10%を適用する

前提

- ・Case3-1の前提でリースしたが、決算が赤字だった
- ・翌事業年度に黒字化して法人税額が50万円

翌事業年度の税額控除適用(万円)

項目	供用年度	翌事業年度
A	法人税額	0
B	税額控除額	29(繰り越し)
C	納付法人税額	0

税額控除限度額: 10万円 < 供用年度の税額控除額: 29万円

確認

Case3-1と同じで適用可能

解説

赤字法人となったので法人税が納められないが、Case3-1と同様に供用年度に適用できなかった[リース費用総額: 480万円]×60%×10% = 29万円の税額控除額は1年にかぎり繰り越せる。翌事業年度に黒字化した場合は、翌事業年度の法人税額の20%が控除額の限度になるので、[翌事業年度の法人税: 50万円]×20% = 10万円が上限となる。繰り越し控除額は29万円、この上限を上回っているため、[翌事業年度の法人税額: 50万円] - [限度額: 10万円] = 40万円が翌事業年度の納付法人税額となる。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp